

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月2日（月）午後1時28分から午後2時10分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 43（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
		8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄		
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（2名）

農業委員

最適化推進委員 7 番 梶原 茂夫 20 番 森崎 正

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

22 番 早稲田 由孝 23 番 和田 恵子

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による報告について
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第 5 号 諸証明について
報告第 6 号 農地法第 4 条・5 条許可について
報告第 7 号 農地転用事業計画変更申請書について
報告第 8 号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 (令和 7 年 4 月 16 日～令和 7 年 5 月 15 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長 二宮 貴紀

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 24 名、農地利用最適化推進委員 21 名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和 7 年 6 月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、梶原委員、森崎委員が所用のため欠席です。以上で
ございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に早稲田委員、和田委員を指名いたします。

まず、報告第 1 号から第 8 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第 1 号から第 8 号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、今月は 11 件の申請で
ございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書 5 ページから 6 ページに記載しております
ので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、失礼いたします。15番について、梶原委員ご欠席のため、代わりに申し上げます。◇◇◇◇さんは、現在奈良県の方に住まわれており耕作ができないということで、◇◇◇◇さんの方に所有権を移転して自家消費用途を目的として耕作する、ということです。特に問題はないと思います。

《井上惣一委員》

16番、17番について説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢による経営縮小のため所有権移転をいたします。◇◇◇◇さんも、兼業による経営縮小で所有権を移転いたします。譲り受ける◇◇◇◇さん、真面目に農業されている方ですので、何ら問題ないと思います。以上です。

《小清水委員》

18番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんとの所有権の移転契約ですが、これまでも基盤法で◇◇◇◇さんが耕作をされておりました。売買が整ったということで、先ほどの報告第4号にもありましたように、基盤法での貸借を解約して売買に移る、ということでございます。◇◇◇◇さんの方も高齢でございまして、農業をやるようなことはできないということで、◇◇◇◇さん、大変熱心に農業をやられておる。お父さんお母さんも一緒にやられておる、というふうな家庭環境でございまして、別に問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

19番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは、親子関係に当たります。補助事業申請のため、使用貸借権の設定をすることになりました。◇◇◇◇さんは真面目に耕作をされており、問題はありません。

20番について説明いたします。◇◇◇◇さんが高齢により経営規模縮小したい、ということで耕作者を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業されており、何ら問題ありません。所有権の移転です。

《舩長委員》

はい、21番について説明をいたします。◇◇◇◇さんが廃業する農地を◇◇◇◇

さんに所有権を移して、イチゴ栽培を新規に行うというものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業をするということなので、問題はないと思います。

《河野秀雄委員》

はい、失礼します。22番から25番までを説明したいと思います。22番、◇◇◇◇さん、貸出人の◇◇◇◇さんが東京の在住で、高齢で山もできないということで、◇◇◇◇さんに所有権の移転をするということで、それで売買の契約が完了いたしました。

23番なんですが、これ、◇◇◇◇さん、貸出人が◇◇◇◇さん。これ、おじいさんと孫になるんですけど、今度、◇◇◇◇さんが新規就農でやりたいということで、先だって5月26日に、会長副会長、理事者と共に園地確認に行きました。やってみるということで合意ができたので、報告をいたします。

24番ですけど、◇◇◇◇さん。ちょうど家の前の◇◇◇◇さんという人が、高齢でもう家の前の畑も道を挟んだ畑も、もうようやらんということで、すぐ傍なので、中島さんにやってくれということで、所有権の移転も完了いたしました。

25番なんですが、◇◇◇◇さん、盛んに農業をやっておられて、◇◇◇◇さん、高齢による縮小ということで話がまとまり、所有権の移転が行われました。いずれも問題がないと思われます。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、賃貸住宅が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《専長委員》

はい、説明をいたします。この土地に◇◇◇◇さんが賃貸住宅を建てる、という申請です。5月の26日に、会長はじめ、関係者で現地調査を行いました。申請地には既に住宅が建っておりますが、違反転用なんです、始末書も提出されており、問題ないかと思えます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、店舗・駐車場が1件、貸住宅・貸駐車場・貸資材置き場等が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

はい、失礼いたします。2番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんっていう方が、現在広島に在籍中なんですが、もともとは津島町という所で生まれ育った人でございまして、地元に戻って、エステののお店をするということで、◇◇◇◇さんから、売り土地になっていた◇◇◇◇さんから買い受けまして、そのエステ店をやるということでございますので、貸出人の方から譲渡も決まっております、問題ないと思います。商業地域ですので、他に農業しているところはなく、何ら農業に関する支障はないと考えております。以上です。

《白井委員》

3番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、借家住宅、駐車場、資材置場にするという申請です。この案件につきましては、5月26日に会長はじめ、関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによって、周囲に被害はなく、問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

番号1、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。

現状はすでに林地化しており、除外申請と同時に非農地現況証明願の提出もなされております。12ページに位置図を添付しております。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、失礼いたします。こちら、私の方から説明させていただきます。農用地区除外申請の件でございます。ここは20年以上耕作しておらず、山林化しており、今後も農地として復旧の予定はないということから、山林への地目変更のため、非農地証明願が提出されております。

この件につきましては、5月26日に会長、代行、事務局の皆様と現地調査を行っており、周りは全て山林で、他の方が耕作している農地もないということで、特に問題ないと判断しております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

失礼いたします。写真を拝見する限りですね、その地区だけが農業振興地域に入っているのでしょうか。それとも、その一帯が、山林と見受けられるところが農業振興地域なんのでしょうか。

この農業振興地域というのをですね、見直していただかないと、こういう山林が農業振興地域で復旧不可能なところだったりとか、三間の道の駅の近くのうちの田んぼが農業振興地域だったりとか、色々と不合理な点がありますんで。その見直しというのは、いつ頃に行われとってどんなふうになされるのか、というのを教えていただきたいと思います。

《 会 長 》

事務局、答弁をお願いいたします。

《山下係長》

はい、失礼します。今の現状のところなんですけれども、宇和島地区と吉田地区に関しましては、この計画、指定されてる以外、指定されていない所が、所謂除外地番が示されているっていう状況になってます。今回のここの農地につきましては、除外地番として指定されていない所なので、農振農用地というふうに判断される状況です。

ちなみに、三間地区と津島地区に関しては、制定の中で地番を指定をしているので農振農用地は指定されている場所。宇和島、吉田については、逆の、除外地番を指定されているので、と。ここに関しては、このエリアは除外地番として指定されていなかったなので、農用地として入ってるという状況、現状では今の説明になります。

《 会 長 》

はい、井上委員。

《井上和久委員》

やはり、これ、見直しが、私の担当地域もそうなんですけど、昔農地やった所がですね、山になっとるんですよ。一番目立つ所で言うと丸山の、山の道路の下ですね。山になってる、あれ、全部、畑で芋とか植えよったんですよ。あの辺も農振になっとるか、私はどうか、確認はしてないですけど、ちょっとこれは、見直しをせんとですね。農地でもない所が、農振入とるというのは不合理ではないかと思います。以上です。

《 会 長 》

この件について、農林課長お願いします。

《二宮農林課長》

すいません。ただいまの件なんですけど、今、事務局の方で説明したようにですね、除外地番であったり指定地番であったりという、そういう課題は認識しているんですが。大変申し訳ございません。今のところですね、具体的にいつまで、そのような状態を見直すっていう、そういう計画とかちょっとございませんので。ちょっと、その課題としてはですね、十分認識はしてるんですが、大変申し訳ありません。この場でですね、いついつまでに計画を修正する、ということはちょっと申し上げられません。

《 会 長 》

はい、井上委員。

《井上和久委員》

はい、ありがとうございました。今話題の地域計画もありますんで、地域計画の策定の中で、ここは農地としての見込みがないというふうなことで、農振除外とかそういうことも含めてやっていただくと、地域性計画が有意義なものになると思いますので、よろしくお願いします。以上です。

《 会 長 》

地域計画もそうですが、地元の方々と話し合って決める、というのが基本になっておりますので、農業委員も含めて。ですから、こっちが、農林課、農業委員会が勝手に外すということはできませんので。やはり、ご本人の意思がなければならない、ということでございますので、そういう問題があった時には、また農林課の方も協力をしてもらいますので、また事務局の方をお願いしたいと思います。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

他に意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします

《梅崎局長》

はい、次の議案第5号につきましては、小清水会長の農業委員会等に関する法律第31条に係る議案でございますため、議長を和田会長職務代理者に交代をいたします。

《和田代行》

失礼いたします。続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書13ページをご覧ください。

議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1 ページめくっていただきまして、14 ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が3,384.00㎡、樹園地が17,808.00㎡、合計21,192.00㎡となっております。所有権の移転は、樹園地が947.00㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《和田代行》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《高木委員》

はい、15 番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、現在、吉田町にお住まいで、ちょっと田んぼの面積も小さいということで、わざわざ三間まで来てはこたわないうことで知り合いの◇◇◇◇君に頼んで作ってもらう、ということになりました。◇◇◇◇さんは、今、専業農家になっておられますが、いろいろ作物から、また田んぼからと熱心にやられておりますので、問題ないと思われます。

《上甲委員》

16 番について説明いたします。松山市在住の◇◇◇◇さんは、所有する農地の耕作者を探しておりましたが、◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは、熱心に農業に取り組んでおりますので、問題ないと思います。

《末光委員》

17 番について報告させていただきます。この案件は、私に連絡なく、総会資料で知った次第です。一応、その書面通りの説明をさせていただきますが、一応、◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんかな、◇◇◇◇さんの果樹園を20年間、賃貸契約を結んで栽培するということです。以上です。

《河野秀雄委員》

失礼します。18、19、20 番と説明をさせていただきます。まず18 番。◇◇◇◇さん、権利を有する人なんですけど、近所の◇◇◇◇君に新たに園地の管理を依頼し、そこで賃貸の契約は完了しまして、20 年の契約期間が成立いたしました。これは、別に問題ないと思われます。

19 番。◇◇◇◇さん、まだ若いんですけど、近くの◇◇◇◇君、結構手広く畑を広げつつ、生産性の向上に取り組んでおられます。それで、規模拡大ということで、契約が成立したみたいです。

20 番。これも◇◇◇◇さん、高齢にはなっておりますけど、後継者もおりますん

ですけど、さらに近くの◇◇◇◇君が、若くてバリバリと生産意が欲あり、賃貸を、10年の賃貸をするということで契約がまとまり、これも、何ら問題ないと思われます。以上です。

《小清水委員》

21番、22番、森崎委員が欠席でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。21番につきましては、◇◇◇◇君と◇◇◇◇さん、親子関係でございます。今回、使用権設定でございますが、補助事業を導入するために◇◇◇◇君の使用権を作る、ということになりました。◇◇◇◇さんも一緒に農業の方やられておりますので、何ら問題はない、というふうに思っております。

22番につきましては、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、昔からの親戚関係でございます。これまでも◇◇◇◇さんがご夫婦でやられておったんですが、耕作をしておったんですけども。◇◇◇◇さんのご主人お亡くなりになられまして、今回、奥さんの名義で◇◇◇◇さんと契約を更新する、ということでございます。何ら問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

23番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作ができないということで耕作者を探してましたが、◇◇◇◇さんが耕作をする、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

《加賀山委員》

◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作ができないということで耕作者を探していましたが、愛媛農林漁業振興機構の方で、理事長、中間管理機構の方に委託するという事で、話がまとまりました。中間管理機構にお渡しするという事で、所有権の移転ということで話がまとまりました。何ら問題はありません。続きまして、その土地を◇◇◇◇さんが耕作するという事になりました。◇◇◇◇さんは熱心に耕作されており、何ら問題はありません。

《和田代行》

はい、この議案について事務局から説明があります。

《中島次長》

はい、失礼します。機構を通じた所有権移転の案件になります。

その1番の方ですね、利用権設定の時にはですね、もう間に機構が入っているということで、機構をすべて飛ばした形で議案を作成します、ということをお伝えしたと思うんですけども。

今回、これ初めてですね、機構を通じた所有権移転という案件になってきます。で、この場合ですね、手続き上を一旦、これ1番の議案ですとですね、◇◇◇◇さんから機構の方に、所有権移転の登記を実際行います。で、一旦機構に所有権を移した後に

ですね、買受人である、最終的に◇◇◇◇さんの方に更に所有権の移転の登記をする、という流れになっております。

所有権が実際にですね、機構に移るという流れがありますので、所有権の移転の場合はですね、このような形で機構も表記をする、というような形の議案にさせていただいております。

以上でございます。

《和田代行》

担当委員、事務局の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

井上委員どうぞ。

《井上和久委員》

非常に初めての案件で、難しくややこしい、登記が伴うんで、こういうふうな二段階の書き方をしておると。賃貸借の場合は登記等がないので、そのまま端折って直接表記ができるという解釈でいいんですか。

《中島次長》

はい、そうですね、実際の申請書の方もですね、見られた方は分かると思うんですけども、賃貸借の場合はですね、三者契約のような形になっております。1枚の紙の中にですね、出し人、借り人、機構とこの三者の中で、いっぺんに貸借をかけるというような形になっておりますので、もう当然、機構は間に入ってるものという中で、議案もほぼ省略をさせてもらってるような状態になっております。

で、売買の場合はですね、どうしても出し手から機構、機構から買い手という、申請書自体もそのような流れになっておりましてですね。議案としても、その辺が分かるような、流れが分かるように、という形でこのような表記とさせていただいた次第でございます。

《井上和久委員》

ありがとうございます。そしたら、賃貸の場合は、その機構が不動産屋みたいな、仲介みたいな形で、所有権移転の場合は一旦、所有権を移転して間に入ると。難しいですね。ありがとうございました。

《中島次長》

次から売買の場合はこういう形です。所有権移転の場合は。

《和田代行》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《和田代行》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、小清水委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《和田代行》

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。小清水委員の入室を認めます。

《 会 長 》

以上で令和7年6月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
